

「第6期江差町障がい福祉計画・第2期江差町障がい児福祉計画」 を策定しました。

■計画の趣旨

江差町では、平成30年に障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第5期江差町障がい福祉計画」と障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保する計画として「第1期江差町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉制度の円滑な実施に努め、誰もが安心して暮らせる町づくりを進めてきました。

令和2年度末に現行の計画が終了することから、国から示された基本指針を踏まえて両計画を一体的に策定し、障がい者が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう、また障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援の充実を図るため、令和3年度からの3ヶ年計画を定めました。

■計画の基本的理念・基本方針

- 江差町では、前計画に引き続き下記に記載の理念を基本理念としています。

・障がい福祉計画：自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会に

・障がい児福祉計画：児童は、適切な養育を受け、
健やかな成長・発達や自立等を保証されること等の権利を有する

- 基本方針（厚生労働省の基本指針より）

- ①障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②障がい種別によらない障がい福祉サービス等の提供
- ③地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉の人材確保（新規）
- ⑦障がい者の社会参加を支える取組（新規）

①～⑤は前計画に引き続き設定、⑥⑦は今計画から新規に設定されたものです。

■計画の基本指針の数値目標の設定（主なものを抜粋）

厚労省から発出されている「障害福祉サービス等の障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域的な実情を踏まえ圏域や町の状況に則して目標値を設定します。

項 目	江差町の目標	達成時期
①福祉施設入所から地域生活への移行	施設入所から地域移行者を1人とする	R5年度末時
②精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築	保健・医療・福祉関係者等による協議の場について圏域で設置する	R5年度末迄
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点を圏域で整備する	R5年度末迄
④福祉施設から一般就労への移行等	就労移行支援・就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者を1人とする。	R5年度中
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターに関する協議を圏域で実施する	R5年度末迄
⑥相談支援体制の充実・強化等（新規）	圏域において基幹相談支援センター設置に向けた協議を行う	R5年度末迄
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）	北海道が実施する事業所等に対する実地指導の際に市町村が同席し、指導監査の結果についても共有できる体制を整える	R5年度末迄

※⑥⑦は今計画から追加された新規目標です。

■サービスの見込量と確保にかかる主な方策

各サービスの見込量に関しては、実績に基づき増減の数値を設定しています。特に増加を見込んでいるのは障害福祉サービスの就労継続支援B型と地域生活支援事業の移動支援事業です。

具体的な支援策としては、日常生活用具給付事業の対象品目の拡充と、福祉タクシー助成事業の助成額等の拡充を実施します。また、児童通所支援の通所にかかる保護者の負担軽減について検討致します。

本計画は令和3年度から5年度の3ヶ年計画です。今計画に基づいて施策を推進し、成果については各年度で点検・評価を行い施策の改善に努めます。なお、計画の本文については、町のホームページに掲載しております。ダウンロードをすることが出来ますのでご利用ください。

発行：江差町町民福祉課（TEL52-6720）

障がい者施策の体系

障害者総合支援法におけるサービス

障がい福祉サービス（自立支援給付）

介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護 ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 生活介護 ・ 療養介護
- ・ 短期入所 ・ 施設入所支援

訓練等給付

- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助

相談支援給付

- ・ 計画相談支援・地域移行支援
- ・ 地域定着支援

自立支援医療

- ・ 更生医療 ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

補 装 具

地 域 生 活 支 援 事 業

- ・ 理解促進啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業 他

児童福祉法におけるサービス

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス
- ・ 医療型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

江差町独自に実施している事業

- ・ 高齢者等外出支援サービス事業 ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
- ・ 高齢者等交通費助成事業 ・ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- ・ 子ども発達支援センター等／地域活動支援センター通所交通費助成事業
- ・ 障がい者等福祉タクシー利用助成事業